

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第70号
平成30年3月9日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進について（通達）
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）が成立し、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入するとともに、厚生労働省は、別添「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号）のとおり、許可の基準を規定した法第7条第1項第2号を根拠として、暴力団排除条項を整備した。よって、各都道府県警察にあつては、都道府県等（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）との緊密な連携の下、養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進に努められたい。

記

1 排除対象者

- (1) 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- (2) 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

養子縁組あっせん事業の許可を受けようとする者又は養子縁組あっせん事業者が、1の排除対象者に該当するか否か確認する必要がある場合は、都道府県等の養子縁組あっせん事業を主管する課の長（以下「養子縁組あっせん事業主管課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年

12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号)に基づき、適切に対応すること。

なお、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、養子縁組あっせん事業者が1の排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合は、当該事業者が所在する区域を管轄する養子縁組あっせん事業主管課長に対し、通知を行うこと。

また、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

3 保護対策

養子縁組あっせん事業を主管する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

○ ○ 長 殿

○ ○ 課 長 印

回 答 書

民間機関による養子縁組あっせん事業の許可に関して、照会書（平成○年○月○日付け第○号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
 - ・ 該当する事由があると認められる。
 - ・ 該当する事由があると認められない。
- 5 その他

文 書 番 号
年 月 日

○ ○ 長 殿

○ ○ 課 長 印

通 知 書

民間機関による養子縁組あっせん事業の許可に関して、下記の者が排除対象者と認める
事実を確認したことから通知します。

記

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 その他